

別表 1-① 補助対象及び補助率等

|          |   |
|----------|---|
| 事業名      | 強くしなやかな食品産業づくり事業  |
| 事業区分     | 地域中核企業づくり事業   |
| 事業種目     | ① 経営課題解決支援  |
| 事業内容     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生産体制の見直しによる収益率向上のために必要な施設及び機械等の整備</li> <li>2. 販路拡大に向けた品質管理力向上のために必要な施設及び機械等の整備</li> <li>3. 販売拡大に向けた社内体制整備のために必要な市場調査、商品開発、研修等の実施</li> <li>4. その他の経営改善に向けた取り組みのために必要な取り組み</li> </ol>   |
| 対象経費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料費および消耗品費</li> <li>・ 印刷費</li> <li>・ デザイン費</li> <li>・ 郵送費</li> <li>・ レンタル料</li> <li>・ 分析・検査費</li> <li>・ 工事請負費</li> <li>・ 機器購入費</li> <li>・ 備品購入費</li> <li>・ 修繕費</li> <li>・ その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>  |
| 対象としない経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に実施し、又は既に終了させた取り組みに係る経費</li> <li>・ 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費</li> <li>・ 経営施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費</li> <li>・ 公序良俗に問題のある取り組み又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される取り組み（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業など）</li> <li>・ 補助事業が国又は県の他の補助金等を活用する取り組み</li> </ul> |
| 事業実施主体   | 食料品・飲料製造事業者   |
| 補助率      | 1/2 以内  |
| 補助上限額    | 1 事業あたり 1,000 千円  |
| 補助下限額    | なし  |